

商工会報まるせら第135号

発行日:令和7年1月15日
発行者:世羅町商工会
電話:0847-22-0529
FAX:0847-22-3415
メール:sera@hint.or.jp
HP:https:marusera.com

～令和7年新年互礼会を開催～

去る1月10日(金) 料理旅館 玉乃家にて令和7年新年互礼会が会員・来賓合わせて56名の参加により、盛大に開催されました。

開会に際し、玉浦洋明会長があいさつに立ち、様々な経営課題や相次ぐ自然災害への備え・支援の重要性が増しており、商工会の役割や機能強化が必要であるとし、ご臨席いただいた来賓・関係機関の協力のもと、商工会事業を展開していきたいと抱負を述べました。

続いてご臨席いただいたご来賓の方々より祝辞と商工会・会員事業者へのエールを頂戴し、商工会として今後展開される様々な政策・支援制度を皆様にお届けしていく役割を改めて認識しました。

祝辞の後、世羅町議会田原副議長の発声によりせらワインで乾杯、新年に相応しい賑やかな会となり、出席者相互の交流・親睦が大いに深められました。



祝辞をいただいたご来賓(左から)
参議院 越智 俊之 様
広島県議会 桑木 良典 様
世羅町町長 奥田 正和 様

年頭のご挨拶(抜粋)

皆様、改めまして、新年明けましておめでとうございます。当商工会では本所会館の移転を控え、慌ただしく新年が始まったところです。

さて、地域経済の牽引者である中小・小規模事業者や商工会地域を取り巻く環境は、人口減少・経営者の高齢化、最低賃金の引上げ、深刻化する働き手不足などで先行きが見通せない厳しい状況に置かれております。

政府の方針では、最低賃金を2020年代に全国平均の時給1,500円を目指した動きが出ており、人件費の増大、利益の減少等に大きな影響をもたらすことが懸念され、経営基盤の強化が急務と考えております。

こうした中で新たな販路開拓や付加価値の向上、時代に対応した事業のDX・デジタル化による生産性向上、事業承継対策など持続的な経営基盤の体制作りが必要であり、経営力の強化に向けて商工会の伴走支援が一層、重要になると考えております。

商工会は「きめ細かな経営支援サービスの充実」を図ることが活動の原点であり、「中小・小規模事業者の持続的発展を通して地域経済の活性化に重点を置き、世羅町の要として、世羅町産業の成長の引き立て役となるよう取り組んで参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 玉浦 洋明



青年部より

青年部では世羅町合併20周年記念事業として2月22日(土)『SERAで恋活ツアー』を開催します。

世羅町の観光スポットを巡りながら、参加者同士の交流を通じて、世羅の地での恋愛のきっかけ作りの場を創出します。

まだ枠に若干の余裕がありますので、ご興味のある方へお声かけのご協力をお願いします。

開催日時: 令和7年2月22日(土)9時～16時
対象: 20代～30代の男女独身者
会費: 5,000円
締切: 令和7年2月3日(月)



女性部より

女性部では去る令和6年12月1日(日)に地域貢献事業として今高野山龍華寺周辺の清掃活動を行いました。

毎年恒例の本事業ですが、部員数の減少や高齢化もあり、内容の検討を重ねての実施となりましたが、例年以上に紅葉が遅かったこともあり、多くの観光客の方が紅葉狩りで来町されていることを知る良い機会にもなり、また、おもてなしの意味でも有意義な事業になったのではないかと感じています。

コロナ禍で満足に活動が出来ない間に大きく部員数が減少しましたが、今年度は7名の新規入部がありました。世代の幅も広がり、部内に新しい風が吹けばと考えておりますので今後ともご支援よろしくお願ひいたします。



商工会館(本所)の移転について

令和6年10月28日付け文書でご案内のとおり、商工会館(本所)を移転します。

移転日は令和7年2月3日(月)で、移転先は左図の場所(西上原118-2、旧広島県農業共済世羅支所建物)です。電話・FAX等は現在のものから変更はありません。

駐車場につきましては同敷地内南側にご用意しておりますので、隣接する世羅町役場駐車場への駐車はご遠慮ください。

現在の会館は1月31日(金)まで営業し、2月3日(月)より新しい会館での営業を開始します。なお、電話機移設のため、移転当初は電話が繋がりにくい状況が予想されますのでご承知おきください。

また、1月下旬は移転準備と並行しての対応となりますので、ご不便・ご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、ご理解賜ります様お願い申し上げます。

～個人事業主の皆様 確定申告のご準備を～

国税庁の確定申告作成コーナー(WEB)は1月6日から公開されています!!

毎年恒例となっておりますが、間もなく確定申告のシーズンがやってきます。

近年は会計ソフトの一般化やマイナンバーカードの普及もあって、申告書の作成や電子申告を自分でするという方も増えていますが、申告方法に関わらず、申告期限に余裕を持った原始証憑等の整理・確認が重要です。皆様におかれましては、注意点等をご確認の上、余裕を持った準備をお願いします。

なお、確定申告指導に係り、1月下旬から3月中旬までの間は1年で最も窓口が混雑する期間となります。ご来会の際は予めお電話等でご一報いただけますとスムーズにご案内が出来ますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。(予約優先での対応となります。)

また、令和5年分確定申告を当会経由で行われた方には1月6日付けで確定申告等個別相談日のご案内を郵送しておりますが、ご案内の日程でご都合がつかない場合や当会を経由しなくなった場合は必ずご一報ください。

確定申告での注意点等

□売上先別・仕入先別の集計が必要

個人事業者の確定申告にて作成する「青色申告決算書」令和5年分分から売上・仕入共に代表的な取引先を4者(社)分記入する欄が設けられておりますので、取引先別に集計してください。※取引先が特定できない売上(飲食店・小売店等で不特定多数の個人に販売した等)については合算で記入

□申告・納付期限は所得税・贈与税が3月17日(月)まで、消費税は3月31日(月)まで!

※振替納税の場合、振替日は所得税が4月23日(水)、消費税は4月30日(水)になります。



～中小企業・小規模事業者関係ー令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案のポイント(抜粋)～

予算案では「予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する」ため、中小企業・小規模事業者等に対する支援に万全を期すとしており、また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図るとの方向性が示され、方向性に基づいた制度設計により、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT 導入、事業承継等を支援するための内容拡充を経て実施されます。

中断していたものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金が再開!!

ものづくり補助金

→中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、一定の要件(付加価値増加等)を満たす3～5年の事業計画の取組を支援。
補助上限 750 万円～4,000 万円、補助率 1/2～2/3(上限・率は事業規模等により個別に設定有り)

小規模事業者持続化補助金

→小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
補助上限 50 万円、補助率 2/3(インボイス特例、賃上げ等により上限の引上有り)

IT 導入補助金

→業務効率化や DX の推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けた IT ツールの導入を支援。補助上限 450 万円、補助率 1/2～4/5(汎用ツールや導入後の一定の費用も対象になります。)

※IT 導入支援事業者による支援が必要になります。

事業承継・M&A 補助金

→生産性向上、持続的な賃上げに向けて事業承継時の設備投資や M&A 時の専門家活用に係る費用等を事業承継促進枠(5 年以内の承継に向けた設備投資等)や専門家活用枠、PMI 推進枠、廃業・再チャレンジ枠の4つの枠支援。

中小企業省力化投資補助金

→人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援。具体的には従来、人の手で行っていた作業をロボット等に置き換える設備投資等が対象で、事前に登録された補助対象製品から選ぶ「カタログ注文型」と企業個別の設備・事業内容に合わせた投資を補助する「一般型」の2類型。
補助上限 200 万円～1500 万円、補助率 1/2 以下(上限は従業員数により変動)カタログ登録数は令和 6 年 12 月時点で48カテゴリ305点と少ない状況ですが、業種・作業別に整理されており、参考にもなるといいます。

その他詳細は 令和 6 年度
QR コードより 補正予算関係



省力化投資
補助金関係



各種補助金申請における事業計画の策定、採択後の実施・報告等の支援を行っておりますので、制度の活用に興味のある方は商工会へご相談ください。

～事業承継個別相談会 今年度残すところあと 3 回～

広島県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して実施している事業承継個別相談会、今年度は残すところあと3回となりました。

これまでの相談会では親族内承継はもちろん、事業の譲渡希望や譲受希望など事業所毎のお悩みや意向を伺いながら、事業承継相手のマッチングにも取り組んでいますので、後継者の有無に関わらず、ご自身の事業の今後についてお悩みの方は、ぜひ、本相談会をご活用ください。

予約制となっておりますので、ご希望の方は商工会までご連絡ください。

- 開催日時 令和7年 1月17日(金) 13時～16時
- 2月21日(金) 13時～16時
- 3月21日(金) 13時～16時

- 開催場所 世羅町商工会 本所
- 相談形式 1社あたり約 60 分の個別相談
- 対応機関 広島県事業承継・引継ぎ支援センター



事業主はもちろん、後継者の方のみでのお申し込みも可能で、相談会への参加が難しい場合は事業所への訪問相談にも対応していますので、まずはお気軽にご連絡ください。

広島県商工会連合会主催 広域講習会のご案内

広島県商工会連合会では、県内事業者を対象とした広域講習会を下記の内容で開催します。オンライン(zoom)での受講も可能ですので、ぜひご活用ください。

福山会場

日時:令和7年1月29日(水) 13時30分～16時
場所:神辺商工文化センター2F(福山市神辺町川北 892-7)
内容:実務で使える生成 AI 活用セミナー
～生成 AI の活用で実現する中小企業の新時代経営術～
ChatGPT を中心とした地域企業での活用事例や最新の関連情報を分かりやすくご紹介。ビジネス戦略の知識とヒントが満載の内容です。

広島会場

日時:令和7年2月12日(水) 13時30分～15時30分
場所:メルパルク広島6F 瑞雲(広島市中区基町 6-36)
内容:第1部「バイヤーとの取引拡大のカン・コツ・ツボ」
第2部「誰でも取り組めて、売上を拡大するための HACCP」
食品製造業で売上拡大を図るには、小売・流通バイヤーとの取引拡大が欠かせません。最近のバイヤーが求めている商品の特長や抑えておくべきポイント、HACCP を武器にして売上拡大を目指す方法や事例について解説します。

～広島県特定(産業別)最低賃金のお知らせ～

広島県内で働くすべての労働者に適用される広島県最低賃金は令和6年10月1日に【1,020 円】に引き上げられましたが、特定の産業に該当する事業所で働く労働者の方に適用される「広島県特定(産業別)最低賃金」が下表のとおり、4業種について令和6年12月31日発効で改正されました。

広島県特定(産業別)最低賃金	時間額	発効日
広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業(高炉によらない製鉄業等を除く)	1,114 円	令和 6 年 12月31日
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)	1,070 円	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業等を除く)	1,045 円	
広島県自動車・同附属品製造業	1,048 円	
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業(※)	1,030 円	令和 5 年 12月31日

以下の2業種については、当面の間、広島県最低賃金が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金	時間額	発効日
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業(※)(製缶板金業を含む)	1,020 円	令和 6 年 10月1日
広島県自動車小売業(※)(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)	1,020 円	
広島県各種商品小売業(衣、食、住にわたる商品を小売りするもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等))	1,020 円	令和 6 年 10 月 1 日 令和 4 年 10 月 1 日より 広島県最低賃金が適用

表中に(※)の記載のある 3 業種については、今後改定予定となっております、改定内容が決まり次第、改めて周知されます。

新規加入会員のご紹介

下表の2事業者が新たに入会されましたのでご紹介いたします。(事業所名に※のある方は法人成等による再加入です。)

事業所名	代表者名	業種	地区
(株)ドローン・サービス ※	藤井 豊	農業サービス業	甲山
KJKニシカワ(株) ※	西川 精一	養鯉業	世羅

編集後記

今年の干支は「乙巳」、「乙」は困難があっても紆余曲折しながら進むことやしなやかに伸びる草木を、「巳」は再生と変化を意味し、この組み合わせである乙巳は「努力を重ね、物事を安定させていく」といった縁起の良さを表しているようです。(所説あり)

前回の乙巳(1965 年)は、戦後最長の好景気である「いざなぎ景気」が始まった年でした。環境が目まぐるしく変わっていく中で、2025 年が皆様にとって乙・巳の良さを実感できる一年となるよう祈念しております。